

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年3月19日(2009.3.19)

【公開番号】特開2008-16924(P2008-16924A)

【公開日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-003

【出願番号】特願2006-183306(P2006-183306)

【国際特許分類】

H 04 M 1/21 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

G 08 B 15/00 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/21 M

H 04 M 1/02 C

G 08 B 15/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月3日(2009.2.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子機器本体と、二次電池と、該二次電池を収納するための電池収納部と、該電池収納部を覆うカバーと、所定の操作により警報音等を発生する警報発生手段と、を備えた防犯機能付き電子機器であって、前記カバーの端部には少なくとも1つの固定穴が設けられ、該固定穴を介してビスによって前記カバーを前記電池収納部を覆った状態で固定するようにしたことを特徴とする防犯機能付き電子機器。

【請求項2】

前記ビスは特定の工具を用いて固定及び解除がなされるものであることを特徴とする請求項1に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項3】

前記固定穴は、前記カバーの一側壁に設けられた切り欠きと、所定の剛性を備え前記カバーの前記切り欠きが設けられた裏面に取り付けられ前記切り欠きの開口に対向する位置に開口を有する実質的にU字状の鉤片と、から構成されていることを特徴とする請求項1に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項4】

前記ビスは前記固定穴に挿入されて固定された状態で、その頭部が前記切り欠き内に収納できる大きさを有していることを特徴とする請求項3に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項5】

前記固定穴には、前記ビスが挿入されその頭部が前記切り欠き内に収納された状態で取り付けられる蓋体を備え、該蓋体は前記固定穴に取り付けた状態で、その上面が前記カバーの表面と同一平面状に位置することを特徴とする請求項4に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項6】

前記カバーは前記電池収納部の開口の少なくとも一部を覆った後スライドさせて取り付けられ、その先端に位置する側壁近傍に前記固定穴が形成されているとともに該側壁から

外方に延びてその先端部に係止段部が形成された少なくとも2つの舌片が設けられ、この取り付けにより該側壁が当接する前記電子機器本体の当接面に設けられたスリット内に前記舌片が挿入されて前記係止段部により抜け止めがなされることを特徴とする請求項1～5のいずれかに記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項7】

電子機器本体と、二次電池と、該二次電池を収納するための電池収納部と、該電池収納部を覆うカバーと、所定の操作により警報音等を発生する警報発生手段と、を備えた防犯機能付き電子機器であって、前記カバーの一側壁には少なくとも2つの切り欠きが設けられ、更に該各切り欠きに連通する貫通孔が設けられるとともにその下面中間部に前記カバーの表面に設けられた取付穴に収納される突起が設けられたブリッジ片を備え、該ブリッジ片の突起を前記カバーの取付穴に収納するとともに前記貫通孔を前記切り欠きに連通させた状態で、ビスを前記ブリッジ片の貫通孔及び前記各固定穴に挿通させて前記カバーを固定することを特徴とする防犯機能付き電子機器。

【請求項8】

前記ビスは特定の工具を用いて固定及び解除がなされるものであることを特徴とする請求項7に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項9】

前記ブリッジ片の貫通孔の下面側外縁部には、前記切り欠き内に収納される所定長さの垂下部が形成されていることを特徴とする請求項7に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項10】

前記ブリッジ片の貫通孔の上面側外縁部は、前記ビスの頭部が収納できるように前記貫通孔よりも大径な段部が設けられていることを特徴とする請求項7に記載の防犯機能付き電子機器。

【請求項11】

前記カバーは前記電池収納部の開口の少なくとも一部を覆った後スライドさせて取り付けられ、その先端に位置する側壁近傍に前記切り欠きが形成されているとともに該側壁から外方に延びる少なくとも1つの舌片が設けられ、この取り付けにより該側壁が当接する前記電子機器本体の当接面に設けられたスリット内に前記舌片が挿入されることを特徴とする請求項7～10のいずれかに記載の防犯機能付き電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】防犯機能付き電子機器

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は防犯機能付き電子機器に関し、特に、例えば防犯機能として防犯ブザー等を備える携帯電話機のような電子機器において、防犯ブザー作動時にこの防犯ブザーの作動が強制的に停止されることを防ぐための防犯機能付き電子機器に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の防犯機能付き電子機器は、電子機器本体と、二次電池と、該二次電池を収納するための電池収納部と、該電池収納部を覆うカバーと、所定の操作により警報音等を発生する警報発生手段と、を備えた防犯機能付き電子機器であって、前記カバーの端部には少なくとも1つの固定穴が設けられ、該固定穴を介してビスによって前記カバーを前記電池収納部を覆った状態で固定するようにしたことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の防犯機能付き電子機器であり、前記ビスは特定の工具を用いて固定及び解除がなされるものであることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、請求項3に記載の発明は、請求項1に記載の防犯機能付き電子機器であり、前記固定穴は、前記カバーの一側壁に設けられた切り欠きと、所定の剛性を備え前記カバーの前記切り欠きが設けられた裏面に取り付けられ前記切り欠きの開口に対向する位置に開口を有する実質的にU字状の鉤片と、から構成されていることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、請求項4に記載の発明は、請求項3に記載の防犯機能付き電子機器であり、前記ビスは前記固定穴に挿入されて固定された状態で、その頭部が前記切り欠き内に収納できる大きさを有していることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項5に記載の発明は、請求項4に記載の防犯機能付き電子機器において、前記固定穴には、前記ビスが挿入されその頭部が前記切り欠き内に収納された状態で取り付けられる蓋体を備え、該蓋体は前記固定穴に取り付けた状態で、その上面が前記カバーの表面と同一平面状に位置することを特徴とする。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、請求項6に記載の発明は、請求項1～5のいずれかに記載の防犯機能付き電子機

器において、前記カバーは前記電池収納部の開口の少なくとも一部を覆った後スライドさせて取り付けられ、その先端に位置する側壁近傍に前記固定穴が形成されているとともに該側壁から外方に延びてその先端部に係止段部が形成された少なくとも2つの舌片が設けられ、この取り付けにより該側壁が当接する前記電子機器本体の当接面に設けられたスリット内に前記舌片が挿入されて前記係止段部により抜け止めがなされることを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項7に記載の防犯機能付き携帯電話機の発明は、電子機器本体と、二次電池と、該二次電池を収納するための電池収納部と、該電池収納部を覆うカバーと、所定の操作により警報音等を発生する警報発生手段と、を備えた防犯機能付き電子機器であって、前記カバーの一側壁には少なくとも2つの切り欠きが設けられ、更に該各切り欠きに連通する貫通孔が設けられるとともにその下面中間部に前記カバーの表面に設けられた取付穴に収納される突起が設けられたブリッジ片を備え、該ブリッジ片の突起を前記カバーの取付穴に収納するとともに前記貫通孔を前記切り欠きに連通させた状態で、ビスを前記ブリッジ片の貫通孔及び前記各固定穴に挿通させて前記カバーを固定することを特徴とする。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

また、請求項8に記載の発明は、請求項7に記載の防犯機能付き電子機器において、前記ビスは特定の工具を用いて固定及び解除がなされるものであることを特徴とする。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、請求項9に記載の発明は、請求項7に記載の防犯機能付き電子機器において、前記ブリッジ片の貫通孔の下面側外縁部には、前記切り欠き内に収納される所定長さの垂下部が形成されていることを特徴とする。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

また、請求項10に記載の発明は、請求項7に記載の防犯機能付き電子機器において、前記ブリッジ片の貫通孔の上面側外縁部は、前記ビスの頭部が収納できるように前記貫通孔よりも大径な段部が設けられていることを特徴とする。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0021】**

また、請求項11に記載の発明は、請求項7～10のいずれかに記載の防犯機能付き電子機器において、前記カバーは前記電池収納部の開口の少なくとも一部を覆った後スライドさせて取り付けられ、その先端に位置する側壁近傍に前記切り欠きが形成されているとともに該側壁から外方に延びる少なくとも1つの舌片が設けられ、この取り付けにより該側壁が当接する前記電子機器本体の当接面に設けられたスリット内に前記舌片が挿入されることを特徴とする。